

霧島市長

2009年10月7日

前田 終止 様
(保健福祉部長 平野 貴志様)

霧島市児童クラブ連絡会

会 長 加 来 宗 暁

(高陵寺保育園学童クラブ)

事務局/青葉児童クラブ 霧島市国分重久 2105-1

TEL/FAX 0995-45-7800

新型インフルエンザでの学童保育臨時休業等及び対策に関わる要請書

貴職におかれましては、日頃より学童保育事業（放課後児童健全育成事業）や教育行政の発展のためにご尽力いただき、敬意を表します。

2009年4月24日に米国で発生した新型インフルエンザは、日本では、無駄な検疫、「発熱外来」などによる医療現場の混乱、感染した高校生や感染が疑われる人に対する数多くの人権侵害問題などの社会問題を引き起こしました。しかし、新型インフルエンザの実態は、感染力は強いものの、病原的には弱毒であり、予後は良いことなどから、一般的には季節性のインフルエンザ対策と大きく変える必要はないことが明らかになっています。

今は、対策をきちんと行えば怖くないとわかっています。まず、知ることこそ様々なデマを含めた情報に、振り回されない的確な対策の基本です。

厚生労働省の7月27日付けの「社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について」通知を受けて、管内の学童保育所（児童クラブ）に新型インフルエンザ対策を講じられていますが、新型インフルエンザは「かかるとはいけない病気」とされ、「国家危機管理」とされてきています。

一方、海外のワクチンを国内で使用する場合に臨床試験を省略することが検討されており、副作用被害の危険性も指摘されていることから、民主党は輸入ワクチンには安全性に疑問があるとして、臨床試験の促進と副作用被害救済制度の補償の拡充のために、予防接種法をはじめとする法制度の改正も視野にいたした対策をうちだすとの報道がされています。

「2009新型インフルエンザ」は、今年の秋から冬にもう一度やってくるといわれています。すでに、学校や事業所等を通じて、いろんな情報と対策が示されてきているかと思いますが、基本的な知識を提供することが必要です。

さらに、感染拡大に備えた措置の一つとして、臨時休業となった学童保育（児童クラブ）と入所している家庭に対する万全な対策を講じる必要があります。実際、臨時休業になった兵庫県内や大阪府内の学童保育では、休暇がとれなかった保護者も多数いたり、休暇をとったために失業に追い込まれるのではないかという不安など、深刻な問題が生じています。

つきましては、新型インフルエンザへの対応について、学童保育の運営と保護者の就労等に関わって、貴自治体として具体的な対応と措置を執っていただきますよう要請いたします。

記

一、新型インフルエンザ対策を危機管理課題としてではなく、感染症対策としてとらえること。

感染症と人類が共存してきた過程と過去の感染症対策を冷静かつ科学的、常識的に分析しつつ、国内外を含めた新型インフルエンザの実態について情報収集し、公開をすること。

二、臨時休業にあたっては、自治体全域での一律対応ではなく、感染状況に応じたきめ細やかに対応ができるよう配慮すること。

具体的には、

- (1) 児童クラブの児童や指導員で感染者が出た場合の行政・保健所等への連絡体制の周知方法（独自にガイドライン等を作成すること）。
- (2) 学校のクラス閉鎖、学級閉鎖に伴う児童クラブの臨時休業は、保護者会や運営委員会の判断に応じて柔軟に対応すること。
- (3) 児童クラブが臨時休業になった場合でも、休暇が取れない保護者をもつ児童の受入のための保育の措置をとること。
- (4) 児童クラブの臨時休業では、運営費の補助単価基準日数（年間250日）を下回る場合や、年間開設日数（290日）を下回り運営費収入が減少する際は、休業期間は開設日とみなし運営費の補てんをすること。
- (5) 児童クラブが臨時休業になった場合、指導員の賃金補償のための財政措置をはかること。
- (6) 児童クラブが臨時休業になった場合、公務労働や医療従事者等の休暇を取ることができない保護者を持つ児童のための保育の措置をとること。（例えば、行政が臨時的に数カ所学童保育を開設し、送迎を含めた手だてを講じること）
- (7) 児童クラブの臨時休業にあたっては、保護者の雇用形態にかかわらず、保護者の勤務先での特別休暇の保障や解雇の不安がなく雇用が保障されるよう、国及び鹿児島県へ必要な財政措置を行うよう要請すること。また、霧島市管内の企業、事業所等に対しても強く要請するとともに周知徹底をはかること。

三、ワクチンの取り扱いに関わって

- (1) インフルエンザワクチンの接種に賛成、反対という短絡的立場をとるものではありません。必要な人に必要なワクチン、避けられない副作用には「疑わしきは救済」を原則とし、迅速かつ十分な補償措置がとれるよう国及び関係機関に要請すること。
- (2) 現在の新型インフルエンザが人口の過半数に接種して防疫できるかは不明ですが、弱毒性であり、予後がよいことから、接種は希望者が納得した上で接種することを基本とすること。（その意味では優先順位づけは一定の意味を持ち得ます）。
- (3) それ以上の勧奨を行う場合は、説得的な根拠が必要であると考えます。新型インフルエンザワクチンの臨床の結果を情報公開すること。
- (4) 接種の現場では医師がなぜ、その人にそのワクチンを推奨できるかを説明した上で接種を行うことができるようにすること。特に、接種の強制や半強制が起きないように学校現場での混乱が起きないように、教育委員会との連携を密にすること。
- (5) 新型の効果判定の意味でも、徹底的なサーベイランスを義務付けるとともに、医師にはワクチン歴を聞きながら行うよう要望すること。

四、以上の要請内容を踏まえて、霧島管内の学童保育所等を対象とした「新型インフルエンザ対策」に関する説明会を開催すること。

以上